

受 験 地
受験番号
氏 名

※答案用紙の筆記可能線（答案用紙の外枠の二重線）を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

×

第 1 欄

【登記の事由】

【登記すべき事項】

【登記すべき事項】（続き）

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

※答案用紙の筆記可能線（答案用紙の外枠の二重線）を越えて筆記をした場合、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。

第2欄

【登記の事由】

【登記すべき事項】

【登録免許税額】

【添付書面の名称及び通数】

第3欄

【登記することができない事項】

【理由】